

「FX24 インターネット取引 契約約款」の一部改正について

下線部変更  
(平成26年4月28日)

現 行	変 更 後
<p>第1条 (省 略)</p> <p>第2条 (口座開設基準) (省 略)</p> <p>2 (省 略) (1)～(8) (省 略) (新 設)</p> <p>3～4 (省 略)</p> <p>第3条～第26条 (省 略)</p> <p>第27条 (取引の制限) (省 略)</p> <p>2 (新 設)</p> <p>(以下省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上 平成25年8月26日</p>	<p>第1条 (現行どおり)</p> <p>第2条 (口座開設基準) (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり) (1)～(8) (現行どおり) <u>(9) 純資産が50万円以上であること。</u></p> <p>3～4 (現行どおり)</p> <p>第3条～第26条 (現行どおり)</p> <p>第27条 (取引の制限) (現行どおり)</p> <p><u>2 乙は、甲の取引経験および資産状況に照らして過大な取引と判断した場合、甲へ連絡のうえ、甲の取引を制限できるものとする。</u></p> <p>(以下現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">以 上 平成26年4月28日</p>